

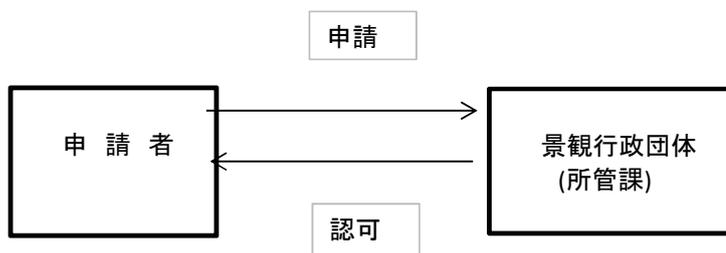
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	景観協定の認可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、協定の認可をする。	
根 拠 法 令 名	景観法(平成16年法律第110号)	
条 項	第83条	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審 査 基 準	未設定	
<p><b>【根拠法令等】</b>                  景観法第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。                  一 申請手続が法令に違反しないこと。                  二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。                  三 第八十一条第二項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。